

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日改定
新温泉町立温泉小学校

I 学校の基本方針

- いじめは全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得ることを十分に認識した上で、全ての子どもたちが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを見越して児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができるように指導を徹底する。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、学校、家庭、地域及びその他の関係機関の連携協力の下、いじめの問題を克服することを目指す。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの理解

「いじめ」とは、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめについての基本的認識は、以下のとおりとする。

- ① どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい。
- ④ 児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、生命や身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えててしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

*いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月）

2 子どもの発達期の特徴といじめ防止等について

小学校低学年、高学年ではそれぞれに発達期の特徴があり、それらをふまえたいじめ防止等のあり方、指導の連携が重要である。

(1) 小学校低学年

大人が教える中で善悪についての理解と判断ができるようになり、言語能力や認識力も高まるとともに、自然等への関心が増える時期である。しかし、少子化や遊びの形態の変化等による子ども同士のふれ合いや自然体験等の減少から、その発達段階として必要な社会性を十分身に付けないまま入学し、集団生活になじめない、いわゆる「小1プロブレム」が顕在化することもある。

この時期には、「人として、行ってはならないこと」についての理解や集団ルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成、自然への畏敬や美しいものに感動する心を持つなど感性の涵養が重要である。また、自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で他者に接する態度を身に付けさせることも重要である。

また、オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、相手を傷つける場合もあることを、子どもの状況に応じて考えさせることが大切である。

(2) 小学校高学年

自分のことを客観的にとらえたり、自己肯定感を持つようになったりする時期であるが、一方では発達の個人差も顕著になりはじめ、劣等感を持ちやすくなる時期でもある。また、集団活動に主体的に参加する中で、集団の決まりを理解したり、自分たちの決まりを作ったりするようになるが、一部には、閉鎖的な集団をつくったり、付和雷同的な行動をとることも見られる。

この時期には、自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養し、集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成を図るとともに、公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしようとする態度を身に付けさせることが重要である。

また、インターネット上の書き込みが人を傷つけたり、自分がトラブルに巻き込まれたりする危険性があることを理解させるなど、情報モラルの基礎を培うことも必要である。

3 いじめの現状

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、背景には次のような状況が見られる。

(児童)

- ① 都市化・少子化により群れて遊ぶ経験が減少し、人間関係を結ぶ力が低下している。
- ② 人と違うことを気にしすぎる、あるいは、認められない風潮が見受けられる。
- ③ 児童の集団には、意図的に孤立させたりする集団構造特有の問題が潜む場合がある。

(社会)

- ① 保護者や地域住民が学校の教育活動に参加する割合は高い。
- ② 家庭環境の変化に伴い、地域社会の絆が希薄化し、保護者間のつながりや子育てに関する情報共有が難しくなるとともに、人間関係を深める機会が減少している。
- ③ 人権意識の高揚が求められる一方で、倫理観の希薄化等が指摘されており、大人社会の有り様が子どもに影響を与えている。
- ④ メディアが伝える情報の中には、他人の弱みを笑いものにしたり暴力的な場面を写したりする情報も含まれている。また、インターネットを通じて犯罪に巻き込まれたり、誹謗中傷などのいじめや暴力行為に発展したりする事例が増加している。
- ⑤ いじめについて調査をし、報道することは社会的な啓発につながるものであるが、その際、児童の尊厳を保持することや、いじめの連鎖等の危険性をはらんでいることにも留意することが求められる。

(いじめの状況)

- ① 仲間はずれや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが増加し、誰でも加害者や被害者になったり、いじめが長期間にわたり潜在化したりする場合がある。
- ② インターネットを通じて行われるいじめは、学校や家庭で発見しにくく、発・受信者が広範囲に及ぶ場合もある。このことは、中高生のみならず、小学生でも起こっている。

4 いじめ問題の克服に向けた基本的な取組の方向

いじめ問題の克服に向けては、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たしつつ、一体となって児童一人一人の人間的成长を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。また、ケースによっては、町教育委員会の指導の下、町長部局や警察等の関係機関とも緊密な連携を図りながら、一体となって取り組んでいくことが重要である。

このことを前提として、基本的な取組の方向を「個の成長」「豊かな人間関係」「組織的な取組」「いじめ問題への理解」の4点とする。

【個の成長】自分で判断し行動できる人間に児童を育てる。

(学校) 学級活動、児童会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動や携帯電話の使用のルールづくり等について自分たちで考え実行させる。教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する。

(家庭) 子どもの個性を尊重し、得意分野を伸ばし積極的な生き方を身につけさせる。地域での異年齢交流などへの参加を促し、人間関係を結ぶ力を育てる。

(地域) 地域の子どもは地域で守り育てるなど地域の教育支援機能を活性化する。

【豊かな人間関係】児童同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。

(学校) 教育活動全体を通じて自己有用感や規範意識を醸成する。また、生命や人権を尊重する教育を推進し、児童の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行う。また、障害のある児童と障害のない児童との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進する。

(家庭) 親子の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切である。その中で他者への思いやりや生命の大切さを教える。

(地域) 地域での遊びや活動を通して、幅広い人間関係の在り方や自分の生き方を学ぶ機会をつくる。

【組織的な取組】いじめの問題に組織的に取り組む。

(学校) 学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見・対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、家庭・地域との連携強化を図る。

(家庭) 悩み等を打ち明けられる雰囲気づくりなど、子どもの変化に気づくことができる親子関係を築く。また、我が子がいじめの被害にあった場合は全力で守り、あるいは、いじめに関わった場合は相手の子どもの立場に立ってどうすべきかを共に考える。

(地域) いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域住民による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進する。

【いじめの問題への理解】いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

(学校) 教職員の共通理解の下、いじめの防止等の重要性について、児童への指導や保護者・地域への啓発に取り組む。

(家庭) いじめが重大な人権侵害であることを、保護者向け啓発資料等を活用して家庭での話し合いを通じて深く認識する。また、学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話等の使用時間や活用方法等について家庭で話し合う。

(地域) 学校・教育委員会等からの資料を活用し、地域の会合等で大人社会の有り様も含め、いじめの問題の解消に向けて共通理解を図る。

III いじめの防止等に関する取組

学校の取組は、以下を基本に行う。具体的な対応については、いじめ対応マニュアルに基づき、学校・家庭・地域の実情に即し、機動的に取り組む。

1 いじめ基本方針の策定と校内組織の設置

いじめ対応チーム等校内組織に外部人材を活用し、取り組み状況等の学校評価による定期的な点検と改善を行う。

(1) 学校いじめ防止基本方針

具体的な実施計画・実施体制、家庭・地域の理解

(2) いじめ対応チーム等学校組織

*学級担任等が問題を抱え込まないよう組織的対応が重要

年間計画の作成・実施、校内相談窓口の整備・周知、情報収集と記録、いじめの有無の判断と迅速な対応、校内研修の企画、対策の検証・改善 等

(3) 学校評価・教員評価の改善

児童や地域の状況を踏まえた目標づくり、組織的対応の取組を評価

2 未然防止

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 児童一人一人の内面理解に基づき、全ての児童が参加・活躍できる授業づくり
- 生命尊重や規範意識を育む道徳教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者、社会、自然の関わりを深める体験活動等

(2) いじめに対する正しい理解

児童一人一人が当事者の立場に立って他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくり

(4) 児童や学級の状況の把握

児童と同じ目線で考え、場を共有する中で、変化が見られる場合の早期のかかわり

(5) 校内研修の充実

いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修「いじめ未然防止プログラム」の活用等による教職員のいじめの認知や対応能力の向上

3 早期発見

(1) 教職員の対応能力の向上

人権感覚を磨き、児童を守る姿勢やカウンセリングマインドの向上

(2) 日常的な実態把握

教職員による日常的な観察、状況に応じて工夫したアンケート調査（学期に1回以上）等による定期的な情報収集

(3) 相談しやすい環境づくり

いじめを受けている児童や周囲の児童が訴えやすい教職員の姿勢や体制づくり

4 早期対応

(1) いじめへの組織的対応

- 正確な実態把握、連携協力による指導
- 児童に深くかかわり、人間的成长につながる指導

(2) いじめを受けている児童および保護者の支援

児童を守り、心配や不安を取り除くかかわり

(3) いじめを行っている児童への指導および保護者への助言

児童の成長につながる、いじめに対する毅然とした指導、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携、保護者との面談

(4) 周囲の児童への指導

傍観者から仲裁者への転換を促す指導

(5) 教育委員会との連携

- 迅速な報告、相談など連携強化
- スクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校支援チーム等の支援要請

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- 情報モラル教育の充実と教職員の指導力向上
- 児童が自ら考え実行するいじめ防止の活動やスマートフォン・携帯電話等の使用等のルールづくり
- 警察等の専門機関と連携した指導や対応
- 保護者に対する、インターネット使用に伴う危険性、健全な判断能力育成を図る責務等の周知

6 家庭や地域への連携

(1) 家庭や地域への啓発

- 学校いじめ防止基本方針等について、保護者会や地域の会合等で意見交換、協議の場を設定
- 家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できる日常的な相談の仕組みづくり

(2) 家庭や地域からの協力

地域団体との地域ネットワークづくりや見守り活動

7 関係機関との連携

- 定期的に学校警察連絡協議会等を開催、犯罪行為は早期の相談・通報
- 家庭の要因等の支援に向け、こども家庭センターと連携
- 相談窓口の周知とともに、必要に応じて医療機関等と連携

IV 重大事態への対処

1 学校による調査

学校は、しっかり事実に向き合うことで、当該事態に対処するとともに、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にし、同様な事態の発生防止を図るために調査する。重大事態発生の報告を町教育委員会にし、事態の把握、状況確認等を受け、調査・対応について協議する。

重大事態とは

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

(1) 調査の方法

- ①学校が主体となり、町教育委員会の適切な支援のもと、事実関係を明確にするための調査を実施

する。

- ②学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うために、その下に組織を設ける。
- ③この調査により、学校がしっかりと事実に向き合うことで、事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。また、学校は、調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

(2) 調査のあり方

いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合、児童の自殺という事態が起った場合等、町教育委員会の指導・支援のもと、関係機関とも適切に連携して対応に当たる。

(3) いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係等必要な情報を提供する責任を踏まえ、適時・適切な方法で、経過報告に努める。その際、他の児童のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として、説明責任を怠ることがないようにする。

また、質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童またはその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

V その他、基本方針に係る事項

- 「学校いじめ防止基本方針」は、毎年見直しを行い生徒指導の一層の充実を図っていく上で、教職員の指導力・意識の向上、組織体制における共通理解や対応等、基本的なあり方を示すものである。